

合することとした。また、運用利回りの低下が顕著となったため、数次にわたって保険料を改定することとした。

以上のほか、三事業とも、非常に多くのサービスの改善等を行うこととした。また、全国2万4,000の郵便局ネットワークについて、三事業のサービスの提供のみならず、その一層の活用を図って豊かな地域社会づくりに努めていくこととし、ワンストップ行政サービス、ひまわりサービス等を開始することとした。

第2章 郵便事業

第1節 料金の改定等

1 料金の改定

小包郵便物の料金については、1980(昭和55)年10月の改定以降は、1983年9月に体系を見直して実質的に値下げし、新たに導入された消費税を転嫁するための1989(平成元)年4月のものを除き、改定はしていなかった。しかし、物数増による収益の伸びよりも費用の伸びが大きくなったため、小包の損益の赤字は1990年度27億円、1991年度79億円と増加していた。また、民間宅配事業者は労働需給の逼迫等を理由に1990年12月以降順次値上げをしており、これらを踏まえて改定を行うこととした。改定は、内容を第一地帯の市内2kgまで410円を510円に、書籍小包250gまで210円を240円に等とし、1992年8月31日に郵政審議会に諮問して諮問のとおりとすることが適当である旨の答申を得た上で11月1日にした(平4郵令65で措置)。

郵便事業全体の損益も、1981年1月の通常郵便料金の改定の後、1981年度から1990年度までの10年間は黒字であったが、景気の後退等の影響も受けて、1991年度173億円、1992年度680億円と2年続けて赤字となり、同年度末の累積欠損は170億円となっていた。

さらに、1993年度の損益計算の見込みで、郵便法(昭22法律165)の特例として省令で第一種及び第二種郵便物の料金を定められる基準であるその年度の収益の見込みの5%を超える累積欠損が生じることが確実となったため、1993年9月10日、郵政審議会に、郵便料金の見直しを含め郵便事業財政を改善する方策について諮問した。

審議会は、諮問で求められた公聴会も開催した上で、11月16日、以下の旨の

答申をした。

郵便事業の健全経営のためには収支の均衡が必要であり、更なる効率化の推進、営業体制の充実等が必要であるが、それらによる事業財政の現状の抜本的改善は極めて困難であり、郵便料金を改定することはやむを得ない。

改定は、第一種定形25gまでは80円、第二種通常葉書は50円とし、その他の料金についても所要の改定をすることが実情に即したやむを得ない措置である。

改定時期は、現下の厳しい事業財政の状況に鑑み、また、年賀郵便物の利用者への影響も考慮して、年賀郵便物の取扱期間終了後速やかに、とすることが適当である。

今後も更なる効率化を、とりわけあまり機械化が進んでいなかった配達作業分野の機械化等を推進していくことが必要である。

この答申を受け、11月29日に、第一種定形25gまで62円を80円に、25gを超え50gまで72円を90円に、定形外50gまで120円を130円に、第二種通常葉書41円を50円に、特殊取扱の現金書留の損害要償額1万円まで360円を420円に等とする料金の改定の全体の具体的な案を審議会に諮問して諮問のとおりとすることが適当である旨の答申を得た。12月10日には物価問題に関する関係閣僚会議の了承も得て、1994年1月24日、通常郵便料金の改定をした（平5郵令69で措置²）。なお、第三種郵便物については、心身障がい者団体が発行するものの改定はせず、それ以外のものも、大幅な改定とするため、1月24日と4月1日の2段階の改定とした。

【80円普通切手】
(1994年1月13日発行)



【50円普通切手】
(1994年1月13日発行)



2 消費税率引上げの非転嫁・定形外の料金の一部値下げ

活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、所得、資産、消費等の間で均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の負担を軽減する一方、消費課税の充実を図る等とする「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律」（平6法律109）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平6法律111）が成立し、1997（平成9）年4月1日に消費税の税率が3%から5%に引き上げられることとなったため、郵便料金に税率の引上げ分を転嫁することを検討した。しかしながら、1994年1月の通常郵便料金の改定以降、郵便事業の損益は1994年度1,147億円、1995年度1,217億円の利益を計上し、1,363億円の累積利益があった上に、1996年度も損益計算の見込みで利益が492億円となっていたこと、

² 第三種及び第四種郵便物並びに特殊取扱の料金は、郵便法の特例と関係がない省令事項

1998年2月に予定する新郵便番号制の導入で効率化が図られる見込みであったこと等から、税率の引上げ分を転嫁することはせず、郵便料金は据え置くこととした。

定形外郵便物については、据置きに加えて、1997年12月1日、重量段階を8段階から12段階に細分化するとともに、50gまで130円を120円に等として料金を一部値下げした。市内特別とする定形外郵便物についても重量段階を3段階から6段階に細分化するとともに料金を一部値下げした（平9郵令83で措置）。

第2節 業務運行の確保

1 機械化

【新郵便番号制の導入】

郵便事業は、人件費的経費が費用の8割近くを占める労働集約性が極めて高い事業であり、人件費の増加で事業財政の悪化を招きやすい体質を有しているため、不断の効率化が求められた。1994(平成6)年1月にした通常郵便料金の改定をやむを得ないとした郵政審議会の郵便事業財政を改善する方策についての1993年11月16日の答申でも、今後も更なる効率化、とりわけあまり機械化が進んでいなかった配達作業分野の機械化等の推進が必要である旨の提言を受けていた。

この提言を踏まえて検討をし、配達作業分野の機械化については、①郵便区の番号であり、3又は5としていた従来の郵便番号の桁数を7に増やし、市町村又は特別区の町又は字の区域までを表す新郵便番号を導入するとともに、②この新郵便番号及び宛名の丁目、番、号、番地等の数字を合わせて宛名の住所全体をバーコードに変換して郵便物に印刷し、これを機械処理することで配達局に到着した郵便物を配達順に並べる作業（道順組立て）まで機械処理の範囲を拡大すべき、との結論に至った。光学式文字読取装置で新郵便番号や丁目等の数字を読み取れない場合は、オペレーターがその郵便物の画像から読み取った数字をキー入力してバーコードを印刷することとした（ビデオコーディングシステム）。効率化の効果については、導入後10年間で8,000人程度以上の労働節減、10年間の累計で2,000億円以上の経費節減、と試算した。

この新郵便番号制の導入に当たっては、お客さまの理解と協力を得ることが必要であったが、郵便番号の桁数の増加は、お客さまに、記載の手間が増える、覚えにくくなる、導入当初は相手方の新番号を調べる手間も増える、既存の